

議案第52号	三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	都市計画特別用途地区に大規模集客施設制限地区を追加し、大規模集客施設の立地の制限を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 都市計画特別用途地区に大規模集客施設制限地区の追加を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】</p> <p>平成18年5月の都市計画法の改正において、広域的に都市構造や都市基盤に影響を与える大規模集客施設の立地規制が強化され、また兵庫県においても、平成20年5月に広域都市計画基本方針を策定し、商業機能の適正配置を推進するため、都市構造に配慮した土地利用を図っていくことが求められました。</p> <p>そのような中で、<u>三田市においても、平成20年12月に市・総合計画でめざす都市構造の形成に向けて、商業施設の立地に関する都市計画の方針を策定し、広域拠点型の商業ゾーン以外の場所においては、大規模集客施設の立地の制限を行うこととし、</u>都市計画特別用途地区に大規模集客施設制限地区を追加する。</p> <p>【関係法令】 都市計画法第8条第1項第2号（特別用途地区の法的根拠） 建築基準法第49条第1項（建築条例化）</p> <p>【内 容】 ●適用区域【第2条関係】</p> <p>【現行】</p> <p>第2条 この条例は、特別用途地区が定められている別表に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用する。</p> <p>【改正】</p> <p>第2条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、阪神間特別用途地区に係る都市計画の決定又は変更の告示をした次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) シビックゾーン地区</p> <p>(2) 大規模集客施設制限地区 追加！！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模集客施設制限地区内の建築制限等【第4条関係・追加】 ●既存の建築物に対する制限の緩和【第5条・追加】 ●既存の建築物の用途変更に係る類似の用途【第6条・追加】 ●建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合等の措置【第7条・追加】 ●委任規定【第8条・追加】 ●罰則規定（罰金金額（5万円→50万円）等）【第9条・追加】 <p>【施行期日】 平成22年9月1日</p> <p>【予算措置】 該当なし</p> <p>【その他】 平成22年3月24日に阪神間都市計画特別用途地区の変更（大規模集客施設制限地区の追加）を行った。</p>	